

こども未来部

議案第143号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制  
定について

議案第143号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制  
定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、乳児等通園支援事業の設備及び運  
営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）における規定が改正さ  
れたことを受け、本市の条例についても同様の改正を行うものでござ  
ります。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、「虐待行為を規定した箇所の改  
正」に伴うものとして、乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼  
児に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げ  
る行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をし  
てはならないことを規定したものであります。また、「地域限定保

育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正」に伴うものとして、一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとしたものであります。なお、施行期日は、公布の日を予定しております。

改正箇所については、4ページに記載のとおりとなります。